

## 岡山県障害者施策推進審議会運営要綱

岡山県障害者施策推進審議会条例（昭和46年岡山県条例第50号）第6条の規定に基づき、岡山県障害者施策推進審議会運営要綱を次のように定める。

（所掌事項）

第1条 岡山県障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務を行うものとする。

（会議）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

（議長）

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

（部会）

第4条 審議会は、所掌事項にかかる専門事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、会長の指揮を受け、部会の事務を掌握し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（説明聴取）

第5条 会長は、必要に応じ適当と認める者の会議への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

（議事録）

第6条 会長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

（附則）

この要綱は、昭和55年9月2日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成24年5月21日から施行する。